

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 2月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第12号

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年名古屋市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏）中

「

名 称		所在地	

を

」

「

名 称		所在地	
-----	--	-----	--

に
」

改める。

第 2号様式（裏）中

「

<input type="checkbox"/>	医療保険の適用区分		
--------------------------	-----------	--	--

を
」

削る。

第 4号様式中

「

受 診 者	氏 名			
	住 所			
	生年月日			
	保 険 者			
	被保険者記号 及び番号		適用区分	

を
」

「

受 診 者	氏 名		
	住 所		
	生年月日		

に、
」

「

名 称	
所 在 地	
名 称	
所 在 地	
名 称	
所 在 地	
名 称	
所 在 地	
名 称	
所 在 地	
名 称	
所 在 地	

を

」

「

名 称	
所 在 地	

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 3月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている特定医療費受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。